

マル経融資を活用しませんか？

小規模事業者のための無担保・無保証人のマル経融資制度をぜひご活用ください。
商工会が、皆様の経営・資金繰りをサポートいたします。

○マル経融資の3つの特長

①担保不要！ ②保証人不要！ ③低金利！

下記のようなお悩みはございませんか？

- ・営業車両が老朽化してきたので買い替えたい
- ・新商品を開発するための材料仕入資金がほしい
- ・支払いが集中するので諸経費支払資金がほしい



○マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業サービス5人以下、製造業・その他20人以下の事業者
ご融資額	2,000万円以内
使用用途	運転資金及び設備資金
返済期間	10年以内(うち据置期間2年以内)
利率(年)	1.70%(令和7年5月1日現在)
融資機関	日本政策金融公庫

※宿泊業及び娯楽業にあつては20人以下

○申込の主な要件

- ① 同一商工会の地区内で1年以上事業を行っている事業者
- ② 商工会の経営指導を6カ月以上受けている
- ③ 所得税、法人税、事業税等すべて完納している

○申請の際に必要な書類

法人の方

- ・前期・前々期の決算書及び確定申告書
- ・決算後6カ月以上経過している場合は、最近の残高試算表
- ・法人税・事業税・県民税等の領収書または納税証明書
- ・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) ※新規の場合
- ・見積書・カタログ等(設備資金で申込の場合)

個人事業主の方

- ・前年・前々年の決算書(収支内訳書)及び確定申告書
- ・所得税・事業税などの領収書または納税証明書
- ・見積書・カタログ等(設備資金で申込の場合)
- ※他にも状況に応じて追加書類をお願いする場合があります

6月からの事務局体制について(お知らせ)

合併2年目となり、職員の連携と業務の効率化を図るため、6月から職員全員が本所に集合し、朝礼・打合せを行った後、黒川担当者が支所に向かうという体制で業務を行います。

よって黒川支所の開館時間は10時からとなりますので、ご了承ください。なお、電話については転送により対応いたします。

NICOを活用してみませんか



■NICO総合相談窓口
<https://www.nico.or.jp/>

☎ 025-384-0654
✉ info@nico.or.jp

【第7話】

それいけ！天下太平くん

